

越介保第1140号
平成30年11月16日

市内事業所 様

越谷市福祉部介護保険課長

消費税の軽減税率制度導入に向けた対応について（依頼）

日頃より、本市の福祉行政について、ご理解賜り感謝申し上げます。

来年10月1日の消費税引き上げに伴い、軽減税率制度が導入されます。

軽減税率制度においては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下「有料老人ホーム等」という。）において提供される一定の要件を満たす食事に対して軽減税率が適用される予定の旨、厚生労働省から通知がありました。

有料老人ホーム等が提供している食事に対する軽減税率の適用の確認、入居者への周知、会計ソフト等を利用して会計処理を行っている場合には当該ソフトの対応状況の確認等の対応が必要となります。

軽減税率制度の円滑な施行に向けて、資料を確認し、早期に対応を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

記

- ・よくわかる消費税軽減税率制度【国税庁】

（下記URLにアクセスし、ダウンロードして下さい。）

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0018006-112.pdf>

- ・別紙1 消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）※特に問60、問63

【国税庁消費税軽減税率制度対応室】

- ・別紙2 有料老人ホーム等における制度の概要と関係法令

- ・別紙3 高齢者向け住まいにおける飲食料品の提供に関する消費税の軽減税率に関するQ&A 【高齢者住まい事業者団体連合会】

問合せ先

越谷市福祉部介護保険課 計画担当

電話：048（963）9305

FAX：048（965）3289

Email：kaigo@city.koshigaya.lg.jp